

## ギブアップ制度実施細則

(目的)

第1条 この細則は、業務規程第19条の10の規定に基づき、ギブアップに関し必要な事項について規定する。

(ギブアップの要件)

第2条 業務規程第19条の6第3項のギブアップ制度実施細則に定める要件とは、次の者をいう。

- (1) 会員（業務規程第5条の2第1項に定める会員をいう。以下同じ。）（自己の計算に係る取引に限る。）
- (2) 定款第7条第1項各号に規定する者
- (3) 投資信託等の要件に関する要領第2条に掲げる者
- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合及び外国においてこれに相当する者
- (5) 年金積立金管理運用独立行政法人
- (6) 信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社、同条第5項に規定する外国信託業者及び同条第6項に規定する外国信託会社
- (7) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第58条に規定する外国証券会社
- (8) その他本所が特に必要と認めた者

(ギブアップの申請等)

第3条 ギブアップを行おうとする会員が、業務規程第19条の6第3項に規定する本所の承認を受けようとする場合には、本所が別に定める様式により、ギブアップの申請を行わなければならない。

- 2 前項に規定する本所の承認を受けた会員は、業務規程第19条の6第3項若しくは受託契約準則第40条の4に規定するギブアップ契約の解除若しくは契約内容に変更があった場合、又は前条に規定する要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を書面をもって本所に届け出なければならない。

(ギブアップの申出時限)

第4条 業務規程第19条の7第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、ギブアップ申出の対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後4時までとする。

(テイクアップの申出時限)

第5条 業務規程第19条の8第1項のギブアップ制度実施細則に定める時限とは、メイクアップ申出の対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後4時までとする。

(ギブアップの取消しの申出時限)

第6条 付替元会員（業務規程第19条の6第1項に定める付替元会員をいう。）又は付替先会員（同項に定める付替先会員をいう。）は、業務規程第19条の9第1項に定めるギブアップ申出等の取消しの申出を、当該ギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した日の午前9時から午後4時までに行わなければならない。

附則

第1条 この細則は、平成30年10月15日から施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、取引システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同条に定める施行日に施行することが適当でないと本所が認める場合には、理事会が定める日から施行する。